内閣委員会)

暴 力 団 [員による不当な行為の 防止等に関する法律の一 部を改正する法律案 (閣法第五八号)

衆 議 院 送 行) 要旨

本 法 律 案の 主 な内容は次のとおりである。

指定暴力団 の 代表者 等の 損 害 賠 償責任に . 関 する規 定 の 整 備

指 定 暴 力 団 を代表する者又は そ の 運 営 を支配す る 地 位 に あ る者は、 指定暴力 団相互 間又は指定暴力 4 内

行 為 に より 他 人の生 命、 身 体 又 は 財 産を侵害したときは、これによっ て生じた損 害 を賠 償す る 責 めに 任

力

ずることとする

部

の

集

4

相 互

間

の

対 立

に伴う指

定暴

力

4 員

の

凶 器

を

使

用

して

の 暴 力 行

為が発生

U

た場合に

お い て、

当 該

暴力的不法行為等の追 加等

刑法 |第二編第三十三章 (略取及び誘拐の罪)、 出入国管理及び難民認定法第九章等に規定する罪を暴力

的 『不法行為等に追加する等の措置を講ずる。

 \equiv 施行期日